

令和8年2月吉日

入札参加業者 各位

綾町 財政課

公共工事の入札に係る工事費内訳書の取り扱いについて

令和6年6月14日に公布された建設業法等の一部を改正する法律により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「入札契約適正化法」という。）が改正され、入札金額の内訳を記載した書類（以下「内訳書」という。）に、材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳を記載しなければならないこととされました（入札契約適正化法第12条）。

また、提出された内訳書について、地方公共団体がその内容の確認等必要な措置を講ずべき旨が規定されており、本町においても法の趣旨を受け、下記のとおり取り扱いいたしますのでお知らせいたします。

記

1 内訳書に記載が必要な経費等について

材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるもの、その他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳の記載が必要になります。具体的には「材料費」、「労務費」、「法定福利費の事業主負担額」、「建退共制度の掛金」及び「安全衛生経費」の5項目になります。

2 内訳書様式について

内訳書の様式は自由です。記載が必要な事項を反映した参考様式を別添及びホームページに掲載しますので、必要に応じて活用してください。

3 実施時期

令和8年4月1日以降の入札から実施。